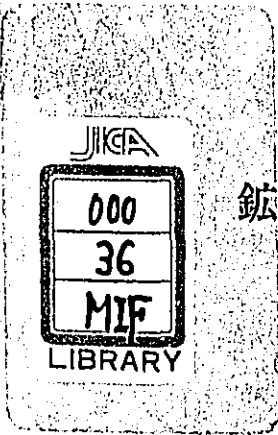


国際協力事業団

— 鉱工業投融资業務のご案内 —

1975年



鉱工業開発協力部 鉱工業投融资課

国際協力事業団

受入 月日 84. 3. 28	000
登録No. 02541	36
	MIF

JICA LIBRARY



1019041[1]

目 次

はじめに

I 国際協力事業団の鉱工業投融資業務	1
1. 業務の目的	1
(1) 関連施設整備事業	1
(2) 試験的事業等	2
2. 対象地域	2
3. 対象事業	3
(1) 関連施設整備事業	3
(2) 試験的事業等	3
4. 投融資の条件	4
(1) 融資業務	4
(2) 保証業務	5
(3) 出資業務	5
II 融資の申込手続き	6
1. 融資の相談	6
2. 申込の受付け	7
3. 審査に必要な資料	7
4. 承諾と契約締結	7
5. 資金の交付	8
参 考 資 料	10

はじめに

国際協力事業団鉱工業開発協力部鉱工業投融資課は、開発途上地域等の鉱工業の開発に必要な資金の供給等を行うため、次の業務を行っています。

- (イ) 鉱工業に係る開発事業に付随して必要となる関連施設の整備事業に対する資金の貸付け又は借入れのための債務の保証。
- (ロ) 鉱工業に係る試験的事業等に対する資金の貸付け、借入れのための債務の保証又は出資。

この手引書では、鉱工業に係る投融資業務の内容と資金の利用の仕方の大要を記述いたしました。具体的、詳細な説明を希望される方は、当事業団（鉱工業投融資課）にご相談下さい。

I 国際協力事業団の鉱工業投融資業務

1. 業務の目的

当事業団の鉱工業投融資業務の目的は、次の2つの事業に必要な資金の貸付け、債務の保証及び出資（試験的事業等のみ）をソフトな条件で行うことにあります。

(1) 関連施設整備事業

この業務は、わが国企業等が開発途上地域等において、開発事業を行う場合、道路、棧橋、学校、教会等のいわゆる関連施設を自ら整備する必要があることが多く、このような施設の整備は、当該地域の開発にも資するところが大きいので、これらの施設の整備のために必要な資金を事業団から貸付けたり、その資金の借入れについて債務を保証しようというものです。

この場合、他の経済協力機関の資金的援助との一体性を確保するという観点から開発事業に対して、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、当事業団、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫又は商工組合中央金庫からの資金の貸付け、債務の保証、又は出資を受けていることが必要です。

他方、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金との重複を避けるため、関連施設整備事業に対して、これら両機関からの貸付け等を受けることが困難であると認められることも必要です。

貸付けの対象となる施設は、開発事業に付随して必要となるものであって、周辺の地域の開発に資するものでなければなりません。したがって、専ら開

発事業の用に供され、周辺地域の開発に資するものとは認められないものは除外されます。

(2) 試験的事業等

開発途上地域等においては、自然的条件等に左右されるため、開発事業を行うに当っては、まず試験的な準備事業が必要な場合があります。この業務は、このような試験的事業であって、技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められる事業等に対して、融資、借入れのための債務保証、又は出資を行うものです。

なお、この業務は、工業並びに石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む。）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業は対象から除外されています。したがって、鉱工業関係で対象となりうるものは、非金属鉱物のみに限られます。具体的には、リン鉱石、螢石、岩塩、原料炭等が考えられます。

この事業については、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から、貸付け等を受けることが困難であると認められる場合に限り、対象とすることができます。

2. 対象地域

事業団の投融資業務の対象となる開発事業は、原則として、OECDの開発援助委員会（DAC）の分類による開発途上地域において行われるものとし、ただし、主務大臣（通商産業大臣及び外務大臣）から指示された場合は、これ以外の地域で行われるものを対象とすることもできることになっています。

3. 対象事業

(1) 関連施設整備事業

業務の対象となる施設は次のようなものが例として上げられます。

学校、病院、診療所、教会、寺院、市場、公民館、集会場、役場、図書館、
体育館、運動場、プール、警察官駐在所、公園等。

道路、橋梁、港湾施設、航路標識、電力施設、用排水施設、飛行場、飛行
機、船舶、消防施設、貯蔵施設、職業訓練施設、鉄道及び駅、運河等。

(2) 試験的事業等

業務の対象となる事業は次の2つのものです。

試験的事業等を実施する地域における自然的な条件又は社会的な条件の開発
事業に与える影響が著しく大きいことなどから技術の改良、又は開発と一体
として行われなければ、①その達成が困難であると認められるもの。又は、
②その経営の基礎を安定させることが困難であると認められるもので主務大
臣（通商産業大臣及び外務大臣）から指示されるもの。

4. 投融資の条件

(1) 融資業務

項 目	関連施設整備事業	試験的事業等
貸付けの方法	手形貸付け(限度貸付けの場合)又は証書貸付け	左に同じ
貸付けの限度	関連施設の整備上必要な範囲内	試験的事業等に必要な範囲内
利 率	原則として2%以上、特に認める場合2%以下可	原則として2.5%以上、特に認める場合2.5%以下可
償 還 期 限	原則として20年以内、特に認める場合30年以内可	左に同じ
償 還 方 法	分割償還	左に同じ
据 置 期 間	原則として5年以内、特に認める場合10年以内可	左に同じ
担 保	原則として銀行保証及び申込者の個人保証	左に同じ
損 害 金	延滞元利金に対して年率14.5%、天災等の場合減免可	左に同じ

(2) 保証業務

項目	関連施設整備事業	試験的事業等
保証の方法	証書による保証	左に同じ
保証の限度	関連施設の整備に必要な範囲内	試験的事業等に必要な範囲内
保証の料率	基準として年0.4%	左に同じ
保証の期間	保証に係る債務の償還期限の範囲内	左に同じ
担保	原則として、銀行保証及び申込者の個人保証	左に同じ

(3) 出資業務

項目	関連施設整備事業	試験的事業等
出資の限度	—	試験的事業等に必要な資金に充当される資本金の50%以内
出資の方法	—	原則として株式の引受け、又は払込み

Ⅱ. 融資の申込手続き

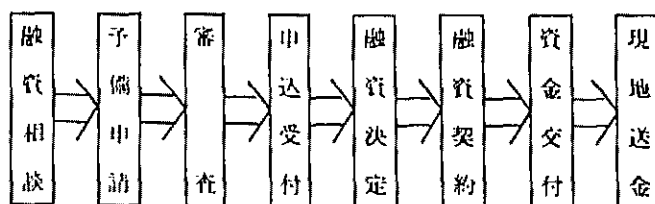
次に当事業団の投融資の申込手続きに関し、最も利用が多いと考えられます融資の場合を例にとってそのあらましをご説明いたします。

1. 融資の相談

当事業団の鉱工業投融資の資金の利用を考慮しておられる方々は案件の事前準備の段階からできるだけ早い時期に、鉱工業開発協力部鉱工業投融資課にご相談下さい。なお、接触を必要とされる政府各省庁及び政府関係機関との連絡も同時に進められることが望ましいでしょう。

当事業団では、投融資業務以外に案件の推進に役立つ各種の事業を行っていますので、案件の準備段階から接触を図ることにより、開発事業の国際協力効果を一層高めることができると思われれます。

融資の手続き



2. 申込の受付

上記の相談を受けた案件のうち、鉱工業投融資の対象になる可能性があると思われるものについては、鉱工業投融資課へ予備審査のため借入予備申請書（当事業団所定の様式）を必要な資料と共に提出していただきます。

この予備審査の結果、ご融資を内定した案件については、さらに、借入申込書（当事業団所定の様式）を必要な資料と共に提出していただきます。

3. 審査に必要な資料

上記一連の手続きの際に提出していただく資料は開発事業（試験的事業等を含む。）及び関連施設整備事業に係る次のようなものです。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 事前調査書 | ⑦ その他の契約書 |
| ② 事業計画書 | ⑧ 申込者の営業報告書等 |
| ③ 収支計画書 | ⑨ わが国政府及び現地政府の許認可資料 |
| ④ 資金計画書 | ⑩ 現地の投資環境調査書 |
| ⑤ 開発事業基本契約書 | ⑪ その他必要な資料等 |
| ⑥ 現地開発事業体への貸付契約書 | |

4. 承諾と契約締結

正式にご融資の承諾をすることになりました場合は、当事業団から貸付条件決定通知書をご送付いたします。

次に資金の交付に先立ち、契約の締結を行いますが、その際次のような書類を提出していただきます。

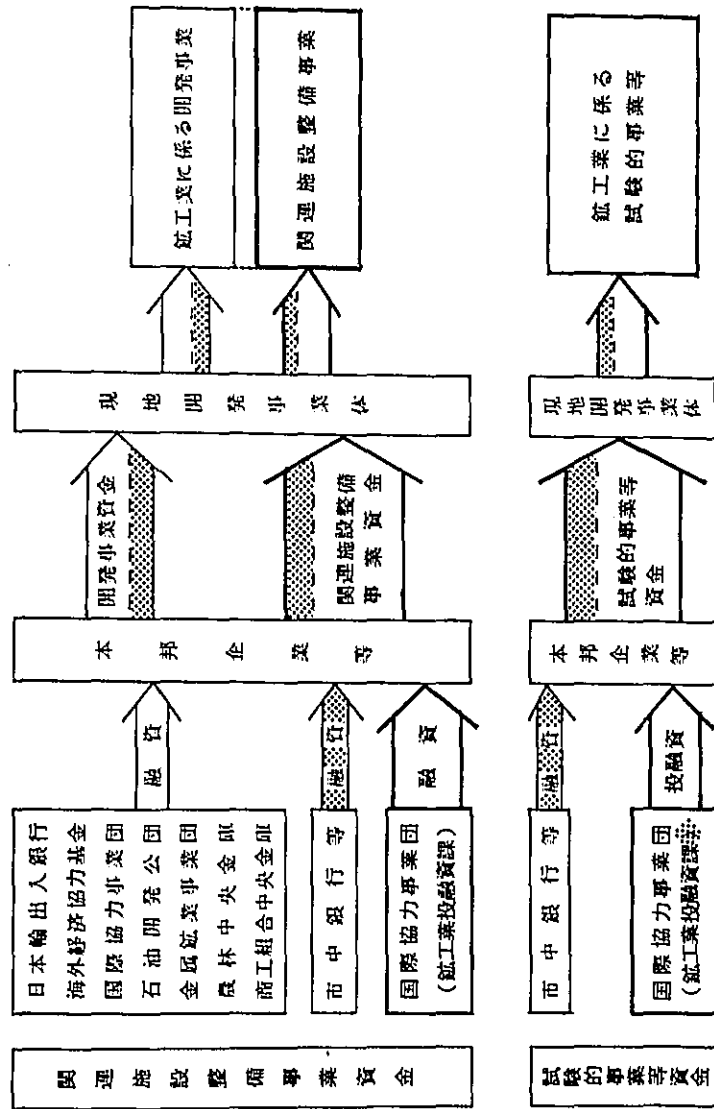
- ① 約 定 書
- ② 商業登記簿謄本又は戸籍謄本
- ③ 印鑑証明及び署名印鑑届(当事業団所定の様式)
- ④ その他必要な書類

5. 資金の交付

資金の交付は、契約締結後実際の資金需要の時期に資金交付額(当事業団所定の様式)を提出していただいた上で行います。

なお、当事業団は融資金を管理するために必要な資料を指定して、定期的な提出を依頼いたします。

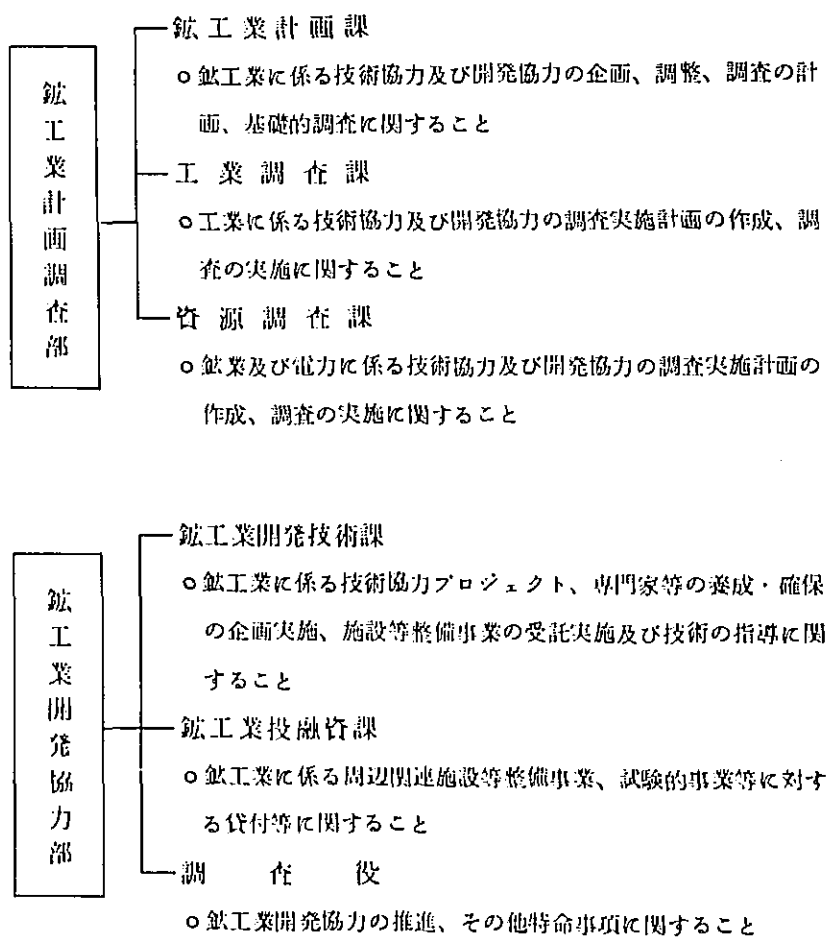
鉱工業投融の資金の流れ



(参考資料1)

国際協力事業団

鉱工業部門の事務分掌



(参考資料2)

国際協力事業団法(抄)

(昭和49年5月31日)
(法律第62号)

第1章 総 則

(目的)

第1条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛

生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業(以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。)に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備(次条において「関連施設の整備」という。)に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。

- 開発事業のうち試験的に行われる事業(石油(オイルサンド及びオイルシェールを含む。)、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。)であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの(次条において「試験的の事業等」という。)に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。

(参考資料 3)

国際協力事業団業務方法書(抄)

(昭和49年12月28日規程第3号)

第4章 社会開発並びに農林業及び鉱工業 開発に対する協力に関する業務

第2節 関連施設の整備に必要な資金の貸付け及び債務の保証

(貸付け及び債務の保証)

第18条 事業団は、開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業(以下「開発事業」と総称する。)に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備(以下「関連施設の整備」という。)に必要な資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

(貸付け及び債務の保証を行う場合)

第19条 前条の規定による関連施設の整備に必要な資金の貸付け又は債務の保証は、次の各号に該当する場合に限り行うものとする。

1. 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫又は商工組合中央金庫からの資金の貸付け、債務の保証又は出資(以下「貸付け等」という。)があること。

2. 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

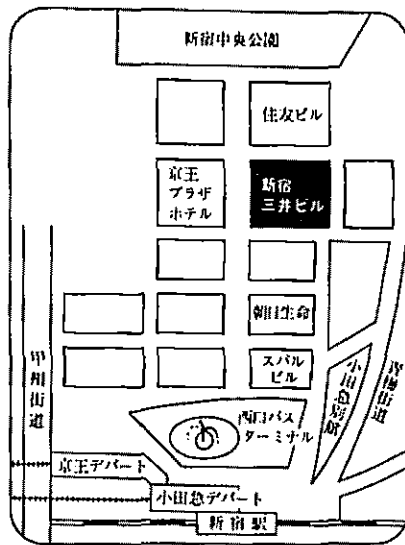
第3節 試験的事業等に必要な資金の貸付け、債務の保証及び出資

(貸付け、債務保証及び出資)

第24条 事業団は、開発事業のうち試験的に行われる事業(石油(オイルサンド及びオイルシェールを含む。)可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。)であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるもの、及び技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業であって主務大臣が業務実施方針で指示するもの(以下「試験的的事业等」という。)に必要な資金の貸付け若しくは当該資金の借入れに係る債務の保証又は当該資金を供給するための出資を行う。

(貸付け等を行う場合)

第25条 前条の規定による試験的的事业等に必要な資金の貸付け等は日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められる場合に限り行うものとする。



国 際 協 力 事 業 団

鉦工業開発協力部鉦工業投融資課(48階)

〒160 東京都新宿区西新宿2丁目1番地

新宿三井ビル内私書箱216号

電話 東京 03 (346) 5 3 0 6 ~ 9

